

入札監理小委員会  
第671回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

## 第671回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和4年9月30日（金）13：25～14：49

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

### 1. 開会

### 2. 実施要項（案）の審議

- 総合オンラインシステムの運用業務（独立行政法人住宅金融支援機構）
- 旅行安全情報共有プラットフォームの提供及びサービス運用等に係る業務（観光庁）
- 京都御苑の維持管理業務（環境省）

### 3. 閉会

#### <出席者>

関野主査、梅木副主査、小尾副主査、大山専門委員、柏木専門委員、宮崎専門委員

（独立行政法人住宅金融支援機構）

情報システム部 基幹システム統括室 IT基盤グループ 辻田グループ長  
野口主任調査役

（観光庁）

参事官付（旅行振興） 北川課長補佐  
西村係員

（環境省）

自然環境局 京都御苑管理事務所 田中所長  
新井庶務科長  
自然環境局 総務課 国民公園室 齋藤課長補佐

（事務局）

岡本事務局長、長瀬参事官、飯村企画官

○事務局 それでは、ただいまから第671回入札監理小委員会を開催いたします。

初めに、総合オンラインシステムの運用業務の実施要項（案）について、独立行政法人住宅金融支援機構情報システム部基幹システム統括室IT基盤グループ、辻田グループ長から御説明をお願いしたいと思います。

○辻田グループ長 住宅金融支援機構の辻田といたします。よろしく申し上げます。私のほうから、入札実施要項（案）につきまして御説明をさせていただきます。

資料A-2というところになりますが、こちらは入札実施要項（案）になっておりますので、こちらのほうで御説明をさせていただきます。

めぐっていただきまして、102分の3ページのところですが、本件システムの概要というところで、2番のところです。本件システムにつきましては、総合オンラインシステムというシステムになるのですけれども、機構の証券化支援事業、債権買取申請及び機構の融資（個人向け住宅融資、賃貸住宅融資等）の借入申込みから住宅ローン完済までの申込者管理及び返済管理、代理店金融機関における資金の管理、証券化支援事業（保証型）の融資付保申請から付保実行までの管理、団体信用生命保険の加入申込みから加入実行までの管理、団信の2年目以降特約料の請求及び収納管理並びに沖縄振興開発金融公庫の融資債権に係る保証、団信管理等を行うものであるということをございまして、総合オンラインシステムを使って、機構の主要な住宅ローン商品の管理、融資から回収までの管理を行っているというものになっております。

本件システムの構成につきましては、メインセンターと機構の全支店、センター、全国600の金融機関等を接続して、データの入出力、帳票出力、返済金及び団信特約料の引き落としデータの集配信等を行っているものになっております。また、バックアップセンターを設けて、大規模災害によりメインセンターの機能が使用できなくなった場合に、メインセンターの機能を代替する機能を確保しているものをございます。通常運用時におけるバックアップセンターにつきましては、主に試験環境として使用することになっております。

続きまして、102分の4ページになりますが、本件システムの基盤更改というところをございまして、本件システムにつきましては、令和5年12月31日に現行システムの基盤の利用期間が終了するというございまして、基盤更改を令和6年1月1日に向けて実施するものをございます。

本件業務の概要のところにあります。今回の基盤更改をするに当たって、基盤更改後の運用業務というところを本件業務の調達範囲としております。主な運用業務につきましては、(ア)のところにありますとおり、システムの運用、業務の運用、プリント業務、パンチ業務、媒体等搬送業務というところになっております。また、本件運用業務の受託事業者の中に、サービスデスクというものを設置していただきまして、サポートセンター業務というところで本システムの利用者からの操作・機能に関する問合せ対応及び各種申請受付を実施するもの。次のページに移っていただきまして、運用窓口業務というところで、機構及び本件システムに係る事業者の運用窓口業務を実施するもの。また、(ウ)になりますが、運用統括業務というところで、民間事業者につきましては、運用統括として機構及び関係事業者との調整、取りまとめ、コントロールをする。運用統括の主な業務につきましては、変更・リリースの全体管理とか緊急時対応の指揮、障害訓練、災害訓練の管理、本件システム全体の運用実績の管理、本件システム全体を俯瞰した運用改善の推進ということになってございます。その他業務といたしまして、実施計画の策定、年度ごとの運用業務実施計画の策定と承認、監査対応というところで機構からの監査の対応、ドキュメント管理というところで運用実施手順書等の維持・管理を行うものになっております。

本件業務の引継ぎというところになりますが、現行請負事業者及び機構が指定する事業者からの引継ぎというところで、本件受託事業者につきましては、本件業務を適正かつ円滑に実施できるように、現在本件業務を実施している事業者及び機構が指定する事業者から機構が指定する期日までに必要な引継ぎを受けなければならないということでございます。また、契約期間満了の際に請負者の変更が生じる場合の引継ぎというところで、これは次の調達の際に次の事業者が替わった場合に次の事業者を引き継ぐという業務を本件受託事業者が負うということになっております。

(4)の確保されるべき本件業務の質というところでございますが、こちらにつきましては、アのオンライン稼働率99.9%以上。イのサポートセンター利用者アンケート調査結果というところで、「満足」及び「非常に満足」の有効回答全体の80%以上。あと、個人情報漏えい事案の発生報告、万が一発生した場合には30分以内に報告すること。あと、端末操作に関する問合せの回答期限というところで、回答率は95%以上になることというところがございます。

102分の7ページのほうに参りまして、創意工夫の発揮可能性というところで、本件業務の実施に当たって、運用負荷軽減の観点等から民間事業者の創意工夫を反映し、サービスの質の向上に努めていただくということでございます。

資料A-3の別添の運用業務の概要というパワーポイントの資料があるのですが、こちらで今御説明さしあげた内容の概要になっております。履行場所といたしましては、民間事業者の運用拠点で実施していただくものになります。利用者につきましては、金融機関等が1万3,000人程度、一般の利用者、住宅ローンの利用者になるのですが、こちらが大体12万人から13万人程度ということでございます。サーバー台数といたしましては500台程度ありまして、契約期間は令和5年6月から令和10年12月となりますが、6月に開札して、恐らく契約のほうは7月になるかなというところでございますが、そちらの契約期間、5年間ということになっております。右のほうの図で、メインセンター、本番環境、バックアップセンター、災対環境、試験環境とありますが、業務の実施者の運用拠点のほうから、本番の運用及び試験・災対の運用をしていただくということでございます。主な請負内容のところにつきましては、先ほど御説明さしあげたものと重複いたしますので、割愛させていただきます。

102分の7ページの3番のほうに戻っていただきまして、実施期間に関する事項ということで、令和5年7月上旬から令和10年12月31日までということで、5年間の運用ということでございます。なお、機構の要望により、協議の上で履行期間を延長する可能性がありますということでございますが、現行の第1期の履行期間につきましても1年延長しておりまして、実際には5年だったものを6年にしているということでございます。こちらは、ハードウェア環境の保守期限がその段階で延長できるのかどうかというところを、基盤の提供事業者のほうと調整しながら、もし延長できるのであれば、その期間に応じた運用を実施していただくということでございます。

入札参加資格のところでございますが、こちらは通常の機構の中の要件とほぼ同等になっているのですが、今回の入札につきましては、(3)のところ、国の競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の資格を有する者または独立行政法人住宅金融支援機構の競争参加資格「役務の提供等」の資格を有する者ということで、A、B、C、Dいずれのランクでも可能ですよという形で間口を広げているということでございます。

あとは、102分の8ページのところの(10)にあります。単独で対象業務を行えない場合につきましては、再委託または適正な業務が遂行できる共同事業体を形成して参

入していただいても構いませんというところで、こちらも間口を広げるような対応を行っているということでございます。

102分の9ページのほうに参りまして、参加の今後のスケジュールというところで、入札公示のほうを令和5年の2月中旬に行いまして、提案書の提出期限、令和5年5月中旬ということで、約3か月程度、この期間を確保しているということでございます。

実施要項の中に記載されているもので主な本件業務特有の事項につきましては以上のようなものになっておりまして、資料A-4のほうを御覧いただきたいのですが、こちらのほうで契約状況の推移というところをまとめさせていただいております。真ん中ぐらいにある平成29年から令和4年というところで1期、これが前回の入札の状況になりまして、このときは9者から仕様書の配付依頼があったのですが、実際に応札したのは1者であったというところで、今回、第2期目ということでございます。間にある1期の延長契約というところは、前回の契約の中で現行基盤をさらに1年使うということになりましたので、運用のほうも1年延ばさせていただいているということでございます。

下段の右側のほうですが、競争性確保のための取組状況というところで、公示期間のほうを90日確保していますというところで、前回で65日だったのですが、そのときのヒアリング結果が一番下のほうにあります、資格要件が足りないというのはちょっと困る話になりますので対応できないのですが、提案の期間が短くて、少し入札に参加するのが難しかったとか、仕様書のボリュームが多いので、それを読み込むための時間が少なかったというところで、ここは長めに取るというところで対応させていただいております。

また、今回につきましては、仕様書のところで書いてあるのですが、リモートでの作業、ウェブ会議、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、リモートでの会議とかでも可能ですよということを仕様書に明記するというところで対応させていただいております。

また、前回のヒアリングの中で問題となっておりました再委託比率の要件が前回は50%、そもそも全体を丸投げしてはいけないよという要件のためにつけていた要件なのですが、こちらについては50%では厳しいというところがありましたので、50%という金額要件につきましては撤廃をいたしまして、代わりに、再委託するに当たって、主要な管理部門、マネジメントのところは再委託しては駄目なのですが、それ以外のところについては再委託しても可能ですよという形で改めさせていただいております。

総合評価の入札になるのですけれども、参入促進というところで必須項目と加点項目に分類して評価項目を設定するとか、技術提案書の審査に提案書の工夫点を評価する項目をつくるという辺りを入れております。あとは、参入促進の中になるのですけれども、公示内容を機構のホームページで従来から周知のほうはしているのですけれども、こちらは現行事業者を除く3者以上の事業者に変更して声かけを行って、提案書のほうの提出をお願いしますというところを声かけするという具体的な活動内容も記載させていただいております。

仕様書の本編のほうになるのですけれども、102分の22ページからが仕様書の本編になっておりまして、業務の内容等は先ほど御説明させていただいたものになるんですが、102分の29ページのところから具体的な業務運用のタスクの内容とか、そういったものを記載させていただいております。

あと、従来の実施状況に関する情報の開示というところで、102分の85ページのほうで、従来どういった経費がかかっているのかとか、どれぐらいの人員でやっているのかというところを記載させていただいております。102分の85ページの下段のほうですが、要員数で大体130名から140名ぐらいの中で現行はやっているというところで、そのうち、統括と呼ばれる人たちが大体20名前後で、サービスデスクと呼ばれる人たちが大体30名前後、システム運用要員というところで、こちらが実際に運用作業をする人たちの要員数になるのですけれども、80名前後ということで運用させていただいております。システム自体は24時間365日稼働しておりますので、システム運用要員のところは24時間365日の体制というところが多くなっているということでございます。

資料のほうからの御説明につきましては、私のほうからは以上になります。よろしく申し上げます。

○事務局 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問、御意見のある委員の方は御発言をお願いいたします。

○大山専門委員 説明ありがとうございます。今までの契約状況を見ても、1者が続いていること、それから、今回の仕様書を見ても、新規参入しようとするところには、業務内容から業務の条件、様々な面から結構ハードルが高いのではないかと印象を受けます。これについて、ハードルを下げる努力というのは、そちらとしてはどのようになさってきたのかというのを最初に全体の話としてお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○辻田グループ長 住宅金融支援機構の辻田が御回答させていただきます。

前回のヒアリングの中でも、現行事業者でないところとちょっと分からないところが多いのでというようなことを御意見いただいておりますので、そこは期間を長めに取って、現行の仕様書とか全て見える形で開示させていただきますので、そういった方々には見ていただくというところを中心に対応させていただいているというところでございます。また、参画するのが、大体7月上旬ぐらいに契約を結んで、実際に運用が始まるのが1月からになりますので、その期間は引継ぎ期間ということで、6か月の引継ぎ期間を用意して十分引継ぎをやっていくというところでございます。また、前回の1期のところの開始のタイミングでも実施してはいたのですけれども、それ以前のところは運用手順とかがあらかじめドキュメント化されているものがあつたりなかったりというものがあつたのですけれども、そちらのドキュメントの整備のほうを進めてきて、運用手順書を見れば運用作業のほうはオペレーターであれば作業できるような状態というのを用意しているというところで、そういった意味で参入障壁を下げるような努力というのは引き続き実施しているというところでございます。

○大山専門委員 分かりました。下げる努力をしているのは良いのですが、新規の参入が得られるかどうかまで下がっているかどうかは分からないということですね。

○辻田グループ長 まだ厳密には。

○大山専門委員 であれば、新規参入を増やすことが今回の目的の一つですから、その意味ではもう少し丁寧な説明が必要ではないかと思えます。例えば、先ほど、手順書を含めて、今あるドキュメントは開示するようなお話がございましたが、それで十分かどうか。不十分であれば、誰がそこに対して対応するのか。そこの説明を求めます。

2点目は、新システムの話が出ていますが、ここに関する記述が十分とは思えません。ということは、新規参入のベンダーにとっては高いリスクを負うことになりますので、これも躊躇してしまって、ほかのものと相まって参入を諦めるというふうになってしまうと。そちらに傾く可能性が高いと思えます。これは発注者としてのそこに対する対策、姿勢をどうするのかをやっぱり再検討いただきたいというふうに思います。ですから、新システムについては可能な限り記載する。あるいは、現状どうなっているのか。それから、契約時点から変わってしまったことがあつたらどうするのか。その辺のことをはっきりとした文章で先に知らせる必要があるのではないかと思います。



3つ目ですが、引継ぎに関してですけれども、現行業者が新規の事業者に対して引き継ぐとき、現行事業者が要する費用負担は誰が行うのでしょうか。これについての記載が見当たりません。ここは、新規の事業者から見ると、応札することを現行事業者に伝えてしまうことになりますから、競争性を上げる観点からは決して得策ではないかと思います。ほかのところではかなり改善してきていると思います。これについて再検討を求めます。

○辻田グループ長 まず、1点目のドキュメントの開示等につきましては、しっかりやっていくのですが、質問期間というのも調達の公示期間の中に設けておりますので、質問を受ければそれに対して回答を差し上げるというのは機構のほうで対応させていただいております。

新規参入者のリスクというところがございますが、現行システムの内容が不十分というところがございますが、こちらも、現行システムの仕様書、設計書等につきましても閲覧資料として開示できるようになっておりますので、そういった辺りを見ていただいて、分からない点があれば質問を投げてくださいような対応でやっていくということがございます。

3点目の引継ぎにつきまして、現行事業者の費用負担は、これは前回の調達書の中で、今請け負っていただいている会社のほうに、次期の運用業者のほうに引継ぎをしてくださいねというところは明記しております、そこはそちらの役務の中に入っているのも、新しく調達で入ってこられる事業者は何ら負担が発生するというようなところではないということがございます。

○大山専門委員 ありがとうございます。2点目は、現行システムではなく、新システムの仕様です。

○辻田グループ長 システムの仕様ということですね。そちらにつきましては、今まさに構築中ではあるのですけれども、今回のシステム更改につきましては、基盤の更改だけを行うというところで、業務要件の変更を伴わないというところで、単純更改という更改方式を取るということにしておりますので、現行の仕様を見ていただければ、次期としての仕様も変わらないし、運用業務の内容も現行と同じものになっていることになりますので、現行の運用手順書を参照していただければ、こういった運用業務が発生するのかとか、こういったタイミングで発生するのかということも御理解いただけるということになっております。

○大山専門委員 ありがとうございます。2つ目、3つ目とも同じ問題を持っているのですが、発注者である機構はお分かりでも、新規に入ろうとする事業者は、それはすぐ読めないかと思います。そこに対して、新しく参入を促進することを目的にしている、あるいはその思いがあるのであれば、やはりそこは明記すべきであって、そこがこういう仕様書における暗黙の話で、読み解くのに大変な能力を必要となるかと思います。やはりそこは改善する、業務に対する姿勢を明確にさせていただきたいというお願いです。ですから、当たり前だと思っただけは駄目で、しっかりそこに対しては答えるという姿勢を明記させていただきたいと思います。お願いいたします。

○辻田グループ長 はい。

○大山専門委員 それと、もう1つ。これは本質的に気になっているところなのですが、統括業務を含めた様々な今回の発注を見ていると、機構の一番重要な業務を支援してもらうのではなく、アウトソースしているように見えてしまうと思います。これについてどうお考えなのでしょうか。支援ではないのでしょうか、これは。支援してくださいならまだ分かるのです。要するに、統括業務というのは機構の業務ではないのですか。

○辻田グループ長 我々は、運用事業者も含めて、全ての領域とはそれぞれの契約がありますので、契約依頼者と受託者という関係で業務を実施していきませんが、その運用の中で発生する領域、事業者間の調整とか、そういったところをお願いしているということになりまして、機構の業務そのものをアウトソース、運用事業者が機構に代わって、例えば基盤の変更を指示するとかそういったことはなくて、あくまで運用上の領域化の調整をするというところが役務の範囲ということになっております。

○大山専門委員 責任の主体は機構に残っているのですね。

○辻田グループ長 はい。

○大山専門委員 であれば、支援のほうが良いのではないですか。統括業務支援ではないのですか。統括業務は機構の仕事ではないのですか。それも受託者にとってはリスクなのではないかと思います。

○辻田グループ長 全部の責任を負わされるのではないかと。

○大山専門委員 そういうふうに見えます。

○辻田グループ長 そういう印象を持たれるということですかね。

○大山専門委員 そうだと思います。もちろんあり得ないのですが。ただ、競争性を上げて新しく入ってほしいという、その基本的なスタンスが少し欠けているように見えてしま

うのです。物の言い方、書き方。そういう意味で、私の意見としては、どちらでも結構ですが、統括業務支援のほうがきれいかと思いました。

○辻田グループ長 実際、102分の5ページに統括業務の内容というのを主な内容というところで書かせていただいているので、こういったところに、機構を支援しながら実施することのような文言を入れていくとか、こういった対応を。

○大山専門委員 1つ入るだけでも違うと思うのです。

○辻田グループ長 御意見を踏まえて、ちょっと修正のほうを検討させていただきたいと思います。

○大山専門委員 よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、事務局から、何か確認すべきことがあればお願ひします。

○事務局 事務局からですが、今回、宿題と思われる事項は多分3つほどありまして、新しいシステムの記述がほとんどないということで、新規参入者に分かるように追記することを検討してくださいということが1つ。2つ目は、引継ぎで現行業者が動いた分の費用を誰が負担するかというところが新規加入者には分からないというところで、ここも明記を検討してください。それから、統括業務について、統括業務そのものではなくて、支援のようなものであるというところが分かるような表現を検討してくださいという、この3つだというふうに認識しております。

○事務局 それでは、関野主査、取りまとめをお願ひいたします。

○関野主査 先ほど大山先生が言われたとおり、新規参入者に対する基本的スタンスをどこかに記載されていれば良いのではないかと思います。残された論点が多いように思いますので、本実施要項（案）につきましては、再度の審議を実施したいと思います。独立行政法人住宅金融支援機構におかれましては、本日の審議結果を踏まえて、論点を整理し、実施要項（案）に必要な修正を行うようお願ひしたいと思います。

本日はありがとうございました。

○辻田グループ長 ありがとうございます。

(独立行政法人住宅金融支援機構 退室)

(観光庁 入室)

○事務局 続きまして、旅行安全情報共有プラットフォームの提供及びサービス運用等に  
係る業務の実施要項（案）について、観光庁旅行振興担当参事官付、西村係員から御説明  
をお願いしたいと思います。

○西村係員 観光庁の西村と申します。旅行安全情報共有プラットフォームについて、私  
のほうから御説明させていただきます。

まずは概要を説明させていただきますので、資料B-3の事業概要を御確認ください。  
まず、主な機能は大きく分けて3つございます。こちらを利用していただく対象者は、旅  
行会社を通じて海外渡航している旅行者となっております。機能として、1つ目が、旅行  
者の安否確認を実施します。次の機能が、現地の避難所や医療機関などの安全情報の閲覧  
ができるようになっております。3つ目に、外務省のたびレジというものと連携しており  
まして、旅行者に対して現地の水際対策だったり現地の安全情報の配信をしております。  
海外旅行者は、旅行安全情報共有プラットフォーム、通称ツアーセーフティネットとい  
うのですけれども、こちらに参加している旅行会社でパッケージツアーを申し込んで、そ  
の際にツアーセーフティネットに情報が登録されることについて同意をすれば、これら  
の機能を自動的に受け取ることができる仕組みとなっております。

概要については以上の説明とさせていただきます、次にこれまでの経緯を説明させて  
いただきますので、資料B-4の契約状況の推移を御覧ください。

まず今年度の状況を先に説明させていただきますと、昨年度こちらの委員会御指摘い  
ただいた概要に基づいて仕様書を作成しまして、今年度の4月に公示をし、6月に開札、  
7月中旬に契約を行いました。今年度の応札者数が2者となって、昨年度まではエヌ・テ  
ィ・ティ・データという会社が保守・運用を請け負っていたのですけれども、今年度、新  
たにSHINKOという会社が落札をしました。このSHINKOという会社は、新たに  
システムを構築する方向で落札を行いまして、9月末現在、システムをただいま構築中と  
いうことになっております。構築期間としては10月末完了を予定しておりまして、11  
月からは外務省のシステムと連携をして、実際に運用を図っていくという見込みとなっ  
ております。

また、今年度の契約金額が税込みで6,050万円となっております、昨年度の契約金  
額と比較すると、3,000万円ほど削減になってはいるのですが、契約期間が昨年度より  
も約3か月少なくなっておりますので、実質は2,000万円ほどの削減になったのでは  
ないかなと認識しております。実際どの分野の費用が具体的に削減されたのかというところ

ろが、ちょっと昨年度と契約期間が異なってしまっているのですが、各年度の契約時の見積書も一応確認はしたのですけれども、なかなか比較が難しく、説明がしづらいものと認識しております。

次に、2年目の契約について御説明をさせていただきます。基本的には資料B-2の募集要項(案)を御覧いただくのかなとは思いますが、次年度の契約については今年度の仕様と大幅な変更はなく、契約期間だったり、あと、インターネットエクスプローラが今年の6月にサポート終了になったので、それに伴って、Microsoft Edgeで対応してくださいといったふうに軽微な変更のみを行っております。引き続き、次年度につきましても、応札された方は、今年度SHINKOが構築したシステムを保守・運用するか、もしくは新たにシステムを構築することができるような仕様となっております。

以上で観光庁のほうの説明は終わらせていただきます。

○事務局 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項(案)について、御質問、御意見のある委員の方は御発言をお願いいたします。

○小尾副主査 御説明ありがとうございます。今回、業者が替わって、しかも新しいプラットフォームになるということで、非常によくできているのかなと思いますが、1点、まだ実際に新しいシステムが動き出していないということなのですが、これは、例えば開発が遅れているとか、何かそういうトラブルみたいなものは発生していないでしょうか。全て順調にしているのでしょうか。

○西村係員 一応スケジュールとしては通常どおりとなっております、もうそろそろ私たちも触ってみるみたいなことができるようになっております。

○小尾副主査 そういう意味では、特にトラブルもなくいっているというふうに認識してよいということですか。

○西村係員 はい、大丈夫です。

○小尾副主査 分かりました。これは単年度なので、来年また調達が入ると思うのですが、今回、SHINKOが新しく入って、プラットフォームをつくったということになりますので、多分、次の調達についてはさらに安く応札してくるところがないと、SHINKOに替わるというのが難しくなる可能性もあるということもありますので、過去入ってきていたデータとかにもしっかりと声をかけて、応札してもらうようにするとか、そこら辺、うまくやっていかないと、次、今度また1者応札になってしまうという危険性があると思いますので、そこは十分注意しながら今後進めていただければと思います。

○西村係員 はい。ありがとうございます。

○大山専門委員 説明いただきまして、ありがとうございます。確認なのですが、今回のシステム、例えば、B-2の116分の17ページから出ている資料で見ると、プラットフォームと言っているところは、観光庁がお持ちになっている資産として、この中のどこがあるのでしょうか。というのは、次の、この先の話をするときの経費の変化がどうなるかというのを考える上で、現有の資産がこの中にどうなっているのかというのを少し知っておきたいのです。ハードウェア、ソフトウェアを含めて。もちろん、安全情報そのものは一番大事なものだというのは分かります。そこを教えていただけますか。運用・保守対象になっているハード、ソフト等は、観光庁のものではなくて、全部借りていることになるのか。今回、構築のとき、どういう前提になっていたのでしょうか。

○西村係員 クラウドだったり、いろいろ、サーバーなども、基本的にはレンタルをしているものになるので、著作権としてはもちろん観光庁に全て帰属はあるのですが、レンタルをしているという部分にはなるので、すみません、私、あまり。

○大山専門委員 サーバー等は観光庁のところに置いてあるわけではないのですか。今、クラウドになっているのですか。

○西村係員 はい、クラウドです。

○大山専門委員 そうすると、次のところへ必要な情報を移行する方式は十分出来上がっているのでしょうか。そうしないと、そこでロックインされて終わってしまうのです。例えば、違うクラウドで移そうとすると、その費用が高くなった時点で競争性を失います。その意味でお聞きしています。

○西村係員 でも、それは去年も御指摘をされているとされていて、今年度の事業者も新しいクラウドを選択して構築を行っているところです。ですので、事業者次第になっているのかなと思うのですが。

○大山専門委員 そこは、観光庁としては手を打たれておいたほうが良いような気がします。そうでないと、この後、競争性がなくなります。

○西村係員 去年も別のクラウドを使っています。

○大山専門委員 それは当該事業者がやってくれたかどうかです。

○西村係員 当該事業者がやってくれていたかどうか。

○大山専門委員 そうです。そこがどれくらいの費用でどうやってくれるかにかかります。ただしたくなくとなれば費用を上げてしまう可能性もあります。

- 西村係員 それは今の現行の事業者がということですか。
- 大山専門委員 分かりません、そこは。そうならないという保証のものがあれば良いのです。私の意見はそういうことです。そこのところは、この先、下がらないだろうと思うこともあるので、このようなことを質問しています。
- 西村係員 承知しました。
- 事務局 ほかにいかがでしょうか。
- 関野主査 御説明ありがとうございました。116分の17ページのシステム構成図ですけど、今回はこの運用対象の範囲が全部セールスフォースだったということですか。
- 西村係員 はい。そう認識しております。
- 関野主査 このセールスフォースをやめて、また新しい何というシステムか知らないですが、SHINKOがつくったということですね。
- 西村係員 そうですね。新しくクラウドを契約して、そちらに新しく構築を行っております。
- 関野主査 それで、つくったのに1年でまた新たに構築しても良いですという考えは何かあるのですか。先ほど小尾先生が言われたとおり、何か不都合があるからまた変えようと思っているのか、安ければ何でも良いという発想でしょうか。
- 西村係員 競争性を高めるためにそもそも去年このように指摘されたと認識しているので、今回、事業者が構築を選択できるという仕様にしなければまた応札者が減ってしまうから、このように昨年度指摘されたと認識しているのですけれども。
- 関野主査 昨年はセールスフォースを続けたいのか、新しくてもどっちでも良いという観光庁のお話だったので、では書き方を全部変えましょうと言って、両方、新しく構築しても良いですし、セールスフォースをそのまま使っても良いですという、両方の案で今ができています。
- 西村係員 そうなのですね。
- 関野主査 分かりやすく言うと、またセールスフォースに戻したいという希望があるのかどうかということです。
- 西村係員 それはないです。
- 関野主査 では、まだ評価していませんけれども、若干安くなって、SHINKOのシステムが別によければこのまま続けたいというのが御希望だということですね。

○西村係員 そうですね。できれば新しいシステムを、個人的には構築してほしくないですね。

○関野主査 そうですよ。毎年毎年システムを替えていたら。

○西村係員 それはちょっと困っちゃうので。

○関野主査 分かりました。では、本心は今のSHINKOの新しいシステムを続けたいとは思っているけれども、またセールスフォースに戻しても、もっと安くなるならどっちでも構わないという発想ですね。恐らく実施要項の書き方が変わってしまうのかと思ったものですから。

○西村係員 ということは、すみません、私、去年の仕様書から変えてはいけないものと思いついていたのですけれども、次の事業者は運用・保守だけを選ぶようにしても良いということですか。

○関野主査 はい、そうです。

○西村係員 そうなのですね。ありがとうございます。承知しました。

○関野主査 ということは、また書き換えるかもしれないということですか。

○西村係員 そうですね。今回のお話を聞いていて、保守・運用だけにする仕様書になる可能性が高いですね。

○関野主査 書き換えないと駄目ですかね。

○大山専門委員 それぞれのところのやり方というのがあって、業務に一番適したものを調達するのは当たり前だと思うのですけれども、ただ、ここでこの委員会がやっている趣旨ですね。何のために競争性を上げようとする話を含めてやっているのか。ここには必ず目的が合っているようにしておいていただいて、なおかつ、その中で選んでいただくというのが本来の姿。だから、今のシステムが好きだからこれを使いたいというのは理由にならないです。同じ業務をやる、同じ質で安くできるならそっちに移るとというのが本来の筋だと思います。そこはおかしくならないようにだけお願いしたいと思います。

○関野主査 そのとおりです。

○大山専門委員 そうでないと、運用・保守だけ切り分けるというのは、やってはいけないと思っていたのがやれるようになったから、そっちとなります。だんだん本末転倒になる可能性が出てしまいます。

○関野主査 観光庁がどういう趣旨なのかということですよ。

○大山専門委員 おっしゃるとおりだと思います。



○事務局 すみません、事務局からちょっと発言させてください。今の関野先生と大山先生からいただいた御意見に対して、もう1回検討してお答えしたいと思いますので、少しだけ時間をいただければと思います。何日か時間をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○大山専門委員 私は了解します。

○関野主査 了解しました。

○事務局 事務局から何か確認すべきことがあればお願いします。

○事務局 先ほども言いましたが、関野先生と大山先生に意見をいただきました、構築と保守のところを切り分けるのか、どういう方針で実施要項を書くのかというところから考えて、その辺、もう1回検討していただくということで進めたいと思います。

○事務局 それでは、関野主査、取りまとめをお願いします。

○関野主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、再度審議を実施したいと思いますので、観光庁におかれましては、本日の審議結果を踏まえて、論点を整理し、実施要項（案）に必要な修正を行うようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

（観光庁 退室）

（環境省 入室）

○事務局 続きまして、京都御苑の維持管理業務の実施要項（案）について、環境省自然環境局京都御苑管理事務所、田中所長から御説明をお願いしたいと思います。

○田中所長 環境省京都御苑管理事務所所長の田中と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

初めに、京都御苑の概要について御説明いたします。資料C-3を御覧ください。京都御苑は、京都市街の中心に位置し、東西約700メートル、南北約1,300メートルの周囲約4キロに囲まれた国民公園です。明治初期に、大内保存事業により京都御所を取り巻く公家町跡が苑地として整備され、その後、旧宮内省、旧厚生省の管理を経て、現在環境省では、京都御所等を管理する宮内庁、これを警備する皇宮警察京都護衛署、京都迎賓館を管理する内閣府、3つの民間の神社が所有する敷地を除く部分を管理しております。京都御苑内には、京都御所、京都仙洞御所、京都大宮御所、庭園等の歴史的遺構、京都市内でも最大規模の樹林地と、そこに生息・生育する希少な動植物が存在し、これらの歴史的な遺構や豊かな自然環境が織りなす景観が特徴となっており、このほか、児童公園やテニ

スコート等の運動施設を備えており、観光から地域住民の憩いの場まで多様な利用が行われております。

次に、環境省京都御苑の維持管理業務について、主要な業務内容を御説明いたします。引き続き、資料C-3を御覧ください。本業務は主に3つの業務から構成されており、1つ目は本業務全体の管理を行うマネジメント業務、2つ目は樹木、トイレ、展示物等の公園利用者の利用環境の維持管理を行う維持管理業務、3つ目は休憩所における飲食物の提供、物販、駐車場、運動施設の貸出しを行う収益業務を実施しております。

各業務の内容について御説明いたします。まず、1つ目のマネジメント業務について御説明いたします。詳細は、資料C-2の、全体が241ページとなっております通し番号のうち96ページから99ページまででございます。マネジメント業務は、後ほど御説明します維持管理業務、収益業務を含む業務全体の実施体制や業務スケジュール等の全体調整、環境省を含む関係機関への申請や協議などを行っております。

次に、2つ目の維持管理業務については、大きく分けて、次の4項目の業務を実施しております。維持管理業務の1項目めは、植生管理業務でございます。詳細は、資料C-2の通し番号100ページから118ページまででございます。植生管理業務は、公園内の樹木について、安全管理、景観づくりの観点から、枝の剪定、落枝落葉の清掃、肥料やりを実施しております。また、芝生や野草地の刈り込みを行い、景観や周辺設備の利用環境の維持も行っております。さらに、外来生物の侵入や拡大防止を行うとともに、歴史的遺構となっている池や庭園における植栽の管理を行っております。維持管理業務の2項目めは、清掃業務でございます。詳細は、資料C-2の通し番号119ページから129ページまででございます。清掃業務は、公園内に散乱しているごみの収集、公園の外周部、外構の落枝落葉の清掃、公園内の建物、附帯設備、公衆トイレの清掃を行い、公園内を清潔な状態に保ち、公園利用者が気持ちよく施設等を利用できるようにするものです。維持管理業務の3項目めは、巡視・利用指導業務でございます。詳細は、資料C-2の通し番号130ページから149ページまででございます。巡視・利用指導業務は、公園内を巡回し、建物、公衆トイレ等の戸締まり、公園内における禁止行為、迷惑行為に対する注意、指導等を行い、公園利用者への危険排除やトラブル防止を行っております。維持管理業務の最後の4項目めは、広報案内業務でございます。詳細は、資料C-2の通し番号150ページから168ページまででございます。広報案内業務は、公園利用者からの問合せへの対応、ツイッターなどのSNSを活用した京都御苑の情報発信、自然観察会等の開催に

よる自然と触れ合う機会の提供、希少動植物に係る調査協力、情報整理を行っております。  
2つ目の維持管理業務については以上の4項目となります。

最後に、3つ目の収益業務について御説明いたします。詳細は、資料C-2の通し番号169ページから217ページまでにございます。収益業務は、事業者が、公園内の休憩所、茶室、駐車場、運動施設、自動販売機等の収益施設を使用して営業行為を行い、事業者が収入を得るとともに、収益施設の運営を行っております。主な営業行為としては、休憩所における食事の提供、テイクアウト商品の販売、駐車場の運営、運動施設、茶室の予約を含む管理運営、自動販売機の設置等により収入を得る業務となっております。

なお、収益業務については、環境省から事業実施にかかる費用は支弁していないため、前述の維持管理業務とは独立採算である点が大きく異なっております。

続きまして、令和5年度から令和7年度までの第2期の業務について、第1期からの変更点を御説明いたします。

1つ目は、令和4年度までに公園内に新たに整備した施設、改修した施設等について、本業務の対象に追加しました。維持管理業務においては、資料C-2の通し番号123ページに黄色網かけを付しておりますとおり、公園内の庭園に係る再整備が完了したため、これらの清掃について清掃業務に追加、京都御苑情報館、近衛邸跡休憩所等の新たに整備した施設の清掃について清掃業務に追加、また、資料C-2の通し番号143ページに黄色の網かけを付しておりますとおり、屋内、屋外に設置したデジタルサイネージの点検について、巡視・利用指導業務に追加等の変更を行いました。収益業務においては、資料C-2の通し番号170ページ、177ページ及び205ページにそれぞれございますとおり、新設した近衛邸跡休憩所、清和院休憩所を収益施設に追加しました。

なお、これらの施設については、第1期において変更契約を行っているため、飲食物の販売等は既に開始しております。

2つ目は、資料C-2の通し番号7ページから8ページ及び97ページにそれぞれ黄色の網かけを付しておりますとおり、実施要項におけるサービスの質の設定において、定量的な項目として、京都御苑の自然資源、歴史的遺構等を活用したイベントの開催を追加しました。これについて、マネジメント業務に追加しました。

3つ目は、維持管理業務と収益業務の対象範囲を見直しました。具体的には、参考資料、「収益業務から委託業務に変更となった区域の図」にございますとおり、収益施設周辺の植林地に係る植生管理、清掃について、収益業務から維持管理業務の対象に変更しました。

なお、この変更については、維持管理業務の経費の増額が必要となるため、令和5年度予算の要求において増額要求を行っております。今後、財政当局との調整次第では、再度対象範囲の変更が生じる可能性があることを申し添えます。

最後に、競争性の確保に向けた対応について御説明いたします。

1つ目は、資料C-2の通し番号12ページに黄色の網かけを付しておりますとおり、競争参加資格の等級の見直しを行いました。第1期においては、A、B、Cの3等級でしたが、第2期では、A、B、C、Dの全ての等級の参加を認めます。なお、同じく12ページ(9)にございますとおり、この競争参加資格を有する事業者においては複数の事業者による入札参加グループを結成することを認めております。

2つ目は、資料C-2の通し番号15ページに見え消しで付しておりますとおり、入札スケジュールの見直しを行いました。入札公告の前倒しを行い、落札者決定後から業務開始までの引継ぎ期間をこれまでの約1か月から約2か月確保しました。

3つ目は、資料C-3の通し番号19ページから21ページまでに見え消しで示しておりますとおり、評価項目及び評価点の見直しを行いました。新規事業者による創意工夫が評価点に反映されるよう、収益業務の実施提案、仕様書への改善提案に係る配点を増やす変更を行いました。

環境省からの説明は以上です。

○事務局 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項(案)について、御質問、御意見のある委員の方は御発言をお願いいたします。

○梅木副主査 御説明ありがとうございます。競争参加資格の等級を下げるなど、いろいろな工夫をされているということを理解いたしました。1つ質問なのですが、資料C-4で、契約状況の推移というのをここ数年で見たときに、落札率が記載してあるのですが、最初の平成29年度市場化テスト前から、令和2年度市場化テストの1期目まで、4つの期についての状況が書いてあるのですが、落札率がずっと100%近くで推移していて、気になるポイントなのですが、これをどう捉えていらっしゃるのか、率直にお伺いしてもよろしいですか。

○田中所長 御質問ありがとうございます。その御質問について、田中より回答させていただきます。

資料C-4の落札率についての御質問ですが、表の左から3年間、契約方式を御覧いただくと、企画競争及び企画競争を経た2年次目、3年次目の契約となっておりますとおり、

これは企画競争という方式で契約を行っていますので、事前に金額を既に示した上での契約となっておりますためにこのような落札率になっているというふうに推測されます。

○梅木副主査 分かりました。それは左の3列についてですね。

○田中所長 はい、そうです。

○梅木副主査 令和2年度市場化テスト、1期目は同じなのですか。

○新井庶務科長 環境省京都御苑の新井でございます。

いただいた御質問の件なのですが、御指摘のとおり、令和2年度からの第1期につきましては総合評価落札方式になっておりますので、企画競争とは異なりまして、一般競争と同じく事前に予算規模等は示しておりませんので、これにつきましては自然体でこのような結果になってしまっているというところでございます。

○梅木副主査 100%近いですね。そういう意味では、私、会計の仕事もしているので、とても不思議だと思ったのですが、示していないのにこういったぎりぎり、少しだけ下げてというところについて、何か情報が漏れていた可能性はないのでしょうか。企業でもそういう情報の漏えいについての観点での話をお伺いするので、そういった観点からの御質問なのですが、特に入札された業者の方というのが事業を運営している国民公園協会になりますので、もしかしたらそういう話が内部で事前に話されていたのではないだろうかという素朴な疑問を感じたのですが、そういったところについてはどういうふうな御見解でしょうか。

○新井庶務科長 環境省、新井でございます。

確かに継続して第1期の始まる前の業者と同じ業者が落札をしているという状況であります。事前に予定価格が漏れるということは、これはちょっと会計法にも抵触する話でもございますので、基本的にはそういった情報が漏れるということはなかったのかなと思っております。ただ、御指摘のとおり、落札率が非常に高いという点につきましては、価格競争の意義が問われるところではございますので、予定価格の精査につきましては第2期でもしっかり行っていきたいなと思っております。

○梅木副主査 ありがとうございます。とても重要な点かなというふうに思います。なので、前回は企画競争なので、ちゃんとした理由があったけれども、今回はそうではないけれども、たまたまこうなったということですね。分かりました。次回、同じような傾向だったら、何かおかしいのではないかというふうな目で確認されるという、そういったとこ

ろは気に留めておいていただくのが大事ではないかと思しますので、あえてコメントさせていただきます。ありがとうございます。

○新井庶務科長 どうもありがとうございました。

○宮崎専門委員 御説明ありがとうございます。この業務内容を拝見したところ、特に資料C-4ですが、前回説明に来られて説明書類を取得されたものの入札には参加されなかった事業者や、入札説明会にも参加された事業者などからはヒアリングされていると思われれますが、この清掃や駐車場管理、収益事業、植生、樹木管理という、いろいろ多岐にわたっていますが、グループを形成すれば参加して、手を挙げていただける事業者が、環境省としては、仕様書改正を行えば参加者が増えそうだという御認識なのでしょうか。その点、伺いたいと思います。植生管理とか樹木管理というのは難易度が高い業務なのではないかと推察いたしますが、事業者ヒアリングした範囲でどのように考えていらっしゃるか、教えていただけますか。

○田中所長 御質問ありがとうございます。その御質問については田中より回答させていただきます。

御指摘のとおり、前回入札をした際に、共同グループを構成すれば入札が可能となるというふうな御指摘もありましたので、今回その入札参加グループでの参加を、前回もそうだったのですけれども、引き続き認めることとしております。

○宮崎専門委員 したがって、複数者参加される見通しというか、お考えということでしょうか。

○田中所長 そうです。事業者で入札参加グループを形成していただいて、入札に参加していただくということは可能としております。

○宮崎専門委員 承知しました。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から、何かあればお願いします。

○事務局 御意見をいただいた中には、特に実施要項（案）等の修正が必要なものはございませんでした。ただ、1点、資料C-2、241分の157ページ、別添8-2京都御苑閑院宮邸跡管理規程につきましては、まだ旧の内容になっておりまして、施設のリニューアル等が反映されていないものになります。新しいものと差し替え次第、委員の皆様にご内容を御報告した上でパブコメに進んでいただくという形を取りたいと思っております。

○事務局 それでは、関野主査、取りまとめをお願いいたします。

○関野主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したものとしまして、今後の実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成につきましては私に一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○関野主査 ありがとうございます。今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせをし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○田中所長 ありがとうございました。

（環境省 退室）

— 了 —